

## 答 申

### 第1 当審査会の結論

岐阜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書公開請求に対する非公開決定（令和4年11月4日付け岐阜市教委学安第396号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求の趣旨及びその理由の要旨は、審査請求書及び当審査会による調査の結果によれば、おおむね次のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求人が令和4年10月21日付けで行った公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対し、実施機関が「公開しない」と決定した本件処分を取り消し、本件公開請求の対象である公文書を公開することを求める。

#### 2 審査請求の理由の要旨

本件処分の理由として「請求された文書は、文部科学省に提出済みであり、保有していない」とされているが、当該文書が提出されるまでには起案・決裁・オンライン送付の段階を経ており、通常、決裁文書やその元となるデータは保存されている。

また、行政文書には保存年限が定められており、直ぐに廃棄することはできないはずである。

なお、当該調査結果は文部科学省だけでなく、岐阜県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）も公表していることから、公開できない種類の文書とは思われない。

### 第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明及びその理由の要旨は、弁明書及び当審査会による調査の結果によれば、おおむね次のとおりである。

#### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

#### 2 弁明の理由の要旨

(1) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（以下「問行調査」という。）について

問行調査は、文部科学省が統計法に基づき実施する一般統計調査であり、毎年3月に、文部科学省が各都道府県教育委員会に当該年度に関する調査の実施を依頼している。

市町村教育委員会が、各学校に問行調査の調査票等を配布し、所管の学校の調査票を取りまとめた上で、都道府県教育委員会にて文部科学省に提出し、文部科学省にて集計している。

実施要項において、問行調査が統計法における一般統計調査である旨

が示されており、調査の公表（県教育委員会の依頼文中の内容（乙第4号証））については、市町村教育委員会の配慮事項として、「管内の状況を取りまとめた結果を公表することはできない。」等とされている。

(2) 対象文書を保有していないことについて

問行調査の調査票等は、市内の各学校に配付し、回答後の調査票を取りまとめて、県教育委員会に提出しているため、現在にあっては県教育委員会経由で文部科学省に提出済である。

実際に、岐阜市教育委員会は、取りまとめ時に実施要項や留意事項に合致しているかなど、各学校の調査票の点検を行う程度の関わりしか有していない。

県教育委員会からの問行調査結果の取扱いにおいて、問行調査は、市町村教育委員会が管内学校の調査票を集計する手続きを踏まない調査となっており、市町村教育委員会には、管内学校の集計結果は存在しないことが前提の調査になっていることが示されている。

(3) 対象文書の特定について

本件処分をするに当たり、問行調査の「報告書」（岐阜市70校分の集計）を対象文書として特定したが、そのほかに各学校から取得した調査票データ（以下「元データ」といい、控えを含む。）を対象文書として特定することも検討した。しかし、元データは本来的に市町村教育委員会で保有することが許されるわけではないと解されることや、その内容が全体として統計法第40条における「調査票情報」に該当し、その利用及び提供が禁じられているものであることから、対象文書として特定せず、本件処分を行った。

## 第4 当審査会の判断

### 1 公文書公開請求の対象文書について

- (1) 審査請求人は、本件処分の公開の理由として、決裁文書やその元となるデータは保存されているはずであることを指摘しており、本件においては対象文書が何か、また、当該文書が存在するか否かが問題となる。
- (2) 実施機関は、本件公開請求において、審査請求人が公文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）の「知りたい内容」欄に後から「（岐阜市教育委員会から岐阜県教育委員会経由で文部科学省に提出した報告書）」と追記したことを踏まえ、最終的に対象文書を問行調査の「報告書」（岐阜市70校分の集計）と特定し、本件処分を行った。
- (3) この点、審査請求人は、対象文書について、当初は調査票そのものを入手したいと考えていたこと、調査項目が不明のため、いじめが原因で不登校となった者の件数などについて取りまとめられている資料でも良いと考えた旨、当審査会において確認した。
- (4) 上記のとおり、本件対象文書の特定に関し、実施機関の認識と審査請求人の認識とで差異が認められるが、本件請求書が電子メールにて市に直接送付された後に、改めて審査請求人が請求書に「報告書」と追記し、

電子メールにて送付したという事情から、実施機関が報告書を対象文書として特定したことに合理性がないとはいえない。

- (5) もっとも、実施機関は報告書とは別に、元データを対象文書として特定する可能性についても検討している。この点、実施機関は、本来的に市町村教育委員会が元データを保有することは許されていないと理解したことに加えて、元データ全体が非公開情報に該当することを理由として、最終的に元データ全体を対象文書ではないとの判断を行った。

しかし、本来的に保有することが許されているか否かによって対象文書になるか否かが決まるわけではないし、また、非公開情報に該当するか否かによって対象文書になるか否かが決まるわけではない。そのため、実施機関が元データを対象文書ではないと判断した理由については適切とはいえない。

- (6) 以上から、実施機関が実際に本件公開請求の対象として特定した報告書のほかに、元データも対象文書であることが考えられるから、両者の公開の可否について、以下、検討する。

## 2 報告書の公開の可否について

- (1) 問行調査の結果については、令和4年11月4日付け岐阜教育事務所長通知（乙第4号証）別添②想定QAのA1において、「集計する手続きを踏まない調査となっており、市町村（組合）教育委員会には、管内学校の集計結果は存在しないことが前提の調査となっている。」と記載されている。実施機関は、この通知に従って、市内70校分の集計を実施しなかった旨、主張している。
- (2) このような実施機関の主張には合理性が認められることから、報告書を対象文書とすることを前提にした場合、本件公開請求に対して非公開の旨の決定をした本件処分は妥当である。
- (3) ただし、実施機関は、決定通知書において、「非公開又は公開拒否の理由」として「請求された文書は、文部科学省に提出済みであり、保有していないため」と記載しているが、この記載は適切ではない。なぜなら、報告書はもともと作成されていないのであるから、文部科学省に提出済みということはおよそあり得ないからである。
- (4) このように本件処分に付記された理由は不適切であるものの、上述のとおり、実施機関が特定した「報告書」はそもそも作成されていないのであるから、非公開の旨の決定をした本件処分それ自体は妥当である。

## 3 元データの公開の可否について

- (1) 実施機関に確認したところ、元データそれ自体は現在においても実施機関が保有している。そのため、仮に本件公開請求が元データを対象文書にして行われたと解する場合には、元データを保有していないことを理由にして非公開の旨の決定をするのは適切ではない。
- (2) もっとも、元データは統計法第40条により公表することが予定されて

いない。それにもかかわらず、元データを公開すれば、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえるから、元データは岐阜市情報公開条例第6条第4号の非公開情報に該当する。

- (3) そのため、仮に元データが本件公開請求の対象文書であるという前提に立ったとしても、これを公開するのは違法である。したがって、本件公開請求に対して非公開の旨の決定を行った本件処分は、この点においても妥当である。

#### 4 結論

上記から、第1のとおり判断する。

なお、本件請求書に記載の「知りたい内容」について、実施機関と審査請求人との間で認識の齟齬が生じている。このことについて、実施機関の側で、本件請求書には、日付、請求者名等必要事項が記載され、知りたい内容も、問行調査の記載だけでなく、実施年度や本市のものである旨特定できる記載がされる等、形式上不備がなかったため、報告書を対象文書として本件処分に係る手続を進めたが、他方で、報告書とは別に元データを対象文書として特定する可能性についても検討していた。この文書の特定の過程において、実施機関は審査請求人に対象文書について直接確認することをしていない。

この点について、岐阜市情報公開条例第3条第1項は、「実施機関は、市民の知る権利が十分に尊重されるようにこの条例を運用するものとする」と規定しているから、情報公開請求の内容に多少なりとも疑義がある場合は、実施機関は本人に確認する等して本人の意向を明らかにするよう努めることが望まれよう。

また、本件処分に関し、審査請求人が求める情報は小中学校の学年別の不登校の件数といじめの件数（児童生徒数）等であることが審査の過程で確認された。これらの情報については、実施機関が発行する「岐阜市の教育」等により確認可能なものも含まれている。実施機関におかれては、市民の知る権利を十分に尊重する観点から、知りたい情報にアクセスする別の方法の可能性を説明するなど、より丁寧な対応に努められたい。

#### 第5 審査会までの審査経緯等

令和4年	10月21日	公文書公開請求
	11月 4日	実施機関による非公開決定
	11月28日	審査請求
5年	1月18日	実施機関による弁明及び証拠書類の提出
	3月 6日	審査会への諮問
	4月17日	審査会の審議
	5月 8日	審査会の審議
	6月 5日	審査会の審議
	7月 3日	審査会の審議
	7月31日	答申

岐阜市情報公開・個人情報保護審査会

会長	土田伸也
委員	寺本和佳子
	野中準二
	三谷晋一
	南圭一